Ｂ　①株式会社日本紀行ツーリスト　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３－804号　④株式会社日本紀行ツーリスト　福岡市博多区博多駅東一丁目２番５号　代表取締役　山田益広　⑤本社営業所　福岡市博多区博多駅東一丁目２番５号　⑥平成27年３月23日　⑧平成30年２月28日　⑩300万円　⑪福岡県知事　⑫福岡市博多区博多駅東一丁目２番５号　株式会社日本紀行ツーリスト　代表清算人　山田益広

Ｂ　①有限会社エム・アンド・ワイ商事　②第２種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第２－681号　④有限会社エム・アンド・ワイ商事　福岡県福岡市東区唐原５丁目１番５－101　代表取締役　馬魁　⑤本社営業所　福岡県福岡市東区唐原５丁目１番５－101　⑥平成20年２月１日　⑧平成30年１月31日　⑩1100万円　⑪福岡県知事　⑫福岡県福岡市東区唐原５丁目１番５－101　有限会社エム・アンド・ワイ商事　代表取締役　馬魁

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第51条第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第51条第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第48条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成30年４月２日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①全観自動車交通株式会社（全観トラベル）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5923号　④全観自動車交通株式会社　小平市小川町一丁目647番地34　代表取締役　入口哲也　⑤本社営業所　小平市小川町一丁目647番地34　⑥平成19年６月19日　⑦平成30年２月27日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社ＮＳ企画　②第３種旅行業　③沖縄県知事登録旅行業第３－318号　④株式会社ＮＳ企画　那覇市辻二丁目19番２号　代表取締役　諸見里安史　⑤本社営業所　那覇市辻二丁目19番２号　⑥平成25年３月７日　⑦平成30年２月６日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社ワールドワイヅ　②第２種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第２－2210号　④株式会社ワールドワイヅ　奈良県香芝市穴虫2254番地　代表取締役　岩崎秀昭　⑤本社営業所　大阪市中央区南船場一丁目11番９号長堀八千代ビル内６階Ｊ号室　⑥平成15年１月10日　⑦平成30年１月９日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①株式会社マウンテン・ワン　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－4128号　④株式会社マウンテン・ワン　東京都中央区日本橋堀留町一丁目５番７号　代表取締役　小久保和浩　⑤本社営業所　東京都中央区日本橋堀留町一丁目５番７号　⑥平成８年12月２日　⑦平成26年12月２日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社仙台トラベル　②第２種旅行業　③宮城県知事登録旅行業第２－109号　④株式会社仙台トラベル　仙台市泉区泉中央三丁目９番地の７　代表取締役　濱田保　⑤本社営業所　仙台市泉区泉中央三丁目９番地の７　⑥昭和53年12月８日　⑦平成29年７月18日　⑧220万円　⑨6,089,680円

Ａ　①ファミリー観光有限会社　②第２種旅行業　③栃木県知事登録旅行業第２－116号　④ファミリー観光有限会社　那須郡那須町大字高久丙414番地２　代表取締役　佐藤知治　⑤本社営業所　那須郡那須町大字高久丙414番地２　⑥昭和41年７月22日　⑦平成30年２月26日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①三恵ツーリスト　②第３種旅行業　③富山県知事登録旅行業第３－120号　④中村嗣男　高岡市伏木本町21番16号　⑤本社営業所　高岡市伏木本町21番16号　⑥昭和55年９月１日　⑦平成30年２月28日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社栄佳　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３－1404号　④株式会社栄佳　名古屋市東区徳川町1109番地　代表取締役　中野志麻　⑤本社営業所　名古屋市中区栄一丁目26番８号ＧＳ白川公園６Ａ　⑥平成28年５月30日　⑦平成30年２月15日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①尾張観光旅行社　②第２種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第２－264号　④平松信之　一宮市三条字道東30番地１　⑤本社営業所　一宮市三条字道東30番地１　⑥昭和44年12月10日　⑦平成29年12月８日　⑧220万円　⑨1100万円

以上９件

東京都港区赤坂４丁目２番19号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

Ａ　①エルティーケーライゼビューロージャパン株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－4798号　④エルティーケーライゼビューロージャパン株式会社　東京都港区芝大門一丁目１番33号　代表取締役　竹田恒和　⑤本社営業所　東京都港区芝大門一丁目１番33号　⑥平成３年６月５日　⑦平成30年２月23日　⑧180万円　⑨900万円

以上１件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　田川　博己